

上士幌町太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、上士幌町内における太陽光発電施設の設置に関し、地域の環境保全、景観保護、地域産業への影響の最小化及び町民の生活環境の維持を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 太陽光発電事業は、町、事業者、町民その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的な発展を図ることを旨として、行わなければならない。

2 太陽光発電事業は、災害の防止、生活環境、景観その他自然環境への配慮について適正に行わなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及び付属設備をいう。

(2) 太陽光発電事業 太陽光発電施設を利用し発電を行う事業をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置する太陽光発電事業、建築物と併設されるもので、主にこの建築物で自家消費を目的とする太陽光発電事業を除く。

(3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

(4) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。

(5) 周辺関係者 事業区域の境界から100メートル以内の区域に土地又は建物を所有する者及び設置事業によりその所有する土地又は建物について、これらの者と同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者及び事業区域に関係する行政区等の代表者をいう。

(町の責務)

第4条 町は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念に基づき、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、設置事業により自然環境若しくは景観を損ねない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、事業区域を適正に管理しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、災害の防止、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、周辺関係者と良好な関係を保たなければならない。

(町民の責務)

第7条 町民は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念に基づき、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(適用事業)

第8条 この条例を適用する事業は、事業区域の面積が5,000平方メートル以上とする。

(禁止区域)

第9条 町長は、特に必要と認められる区域を太陽光発電事業実施の禁止区域として指定することができる。

2 事業者は、前項の規定により指定した区域を事業区域に含めてはならない。

(区域の指定)

第10条 前条の禁止区域は、次のとおりとする。

(1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(4) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の保安林

(5) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の砂防指定地

(6) その区域における住環境又は自然環境を保全することが特に必要と認められるものとして、町長が規則で定める区域

(周辺関係者への説明)

第11条 事業者は、第12条第1項及び第3項又は第4項の規定による届出をしようとする場合

は、太陽光発電施設の設置に伴い、当該事業区域の周辺関係者に対し、あらかじめ説明等を行うなど当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の周知を行うにあたっては、事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

3 事業者は、第1項の措置を行ったときは、規則で定めるところによりその結果を町長に届け出なければならない。

(届出)

第12条 事業者は、太陽光発電事業を行おうとするときは、当該設置工事に着手する日の60日前までに、前条第1項の当該事業区域の周辺関係者への太陽光発電施設の設置に関する周知状況を記録した書類を添えて、太陽光発電施設の設置に関する計画（以下「事業計画」という。）について、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日

(3) 事業区域の所在地、面積及び事業完了時における土地の形状

(4) 太陽光発電施設を設置する位置、構造及び発電出力

(5) 太陽光発電施設の保守点検及び維持管理計画

(6) 太陽光発電施設の撤去及び処分に関する計画

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び町長が必要と認める事項

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち前項第2号から第4号まで又は第7号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ当該変更後の事業計画を町長に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち第2項第1号及び第5号又は第6号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく当該変更後の事業計画を町長に届け出なければならない。ただし、当該変更が設置者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の設置者がこれをしなければならない。

5 町長は、届出を受けた事業が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し意見を求めることができる。

(意見の申出)

第13条 町長は、前条の規定による届出を受けた事業が、防災上支障がある、又は事業区域の景観その他自然環境若しくは周辺関係者の生活環境に影響を及ぼす可能性があると判断したときは、事業者に対し事業の中止又は変更を申し出るものとする。

2 事業者は、前項の規定による申出を受けたときは、速やかに状況等を確認し、適切な措置を講じなければならない。

(工事完了の届出)

第14条 第12条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。当該工事を中止したときも、同様とする。

(廃止の届出)

第15条 事業者は、太陽光発電施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、事業計画に定めた廃止後において行う措置に基づき太陽光発電施設及び事業区域の廃止後において行う措置を適切に行うとともに、太陽光発電施設の撤去及び処分が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

3 事業者は、その太陽光発電施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日から起算して30日以内に施設の解体、撤去及び廃棄その他規則で定める措置を講じなければならない。

(維持管理)

第16条 事業者は、太陽光発電事業を実施する間、災害又は生活環境等の保全に支障が生じないように、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態になるよう維持管理しなければならない。

ならない。

(報告の提出)

第17条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第18条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に事業者の事務所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示するものとする。

(助言又は指導及び勧告)

第19条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 事業者が第12条第1項及び第3項又は第4項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。

(2) 事業者が正当な理由なく第12条第1項又は第3項の規定による届出をする前に設置工事に着手したとき。

(3) 事業者が第14条又は第15条の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。

(4) 事業者が適正な維持管理を怠り、事業区域以外に被害を与え、又は被害を与えるおそれのあるとき。

(5) 事業者が第17条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出したとき。

(6) 事業が前項の助言又は指導に正当な理由なく従わなかったとき。

3 町長は、前項各号の規定による指導又は勧告を行った場合において、必要な改善が行われたと認めるときは、その旨を当該勧告を受けた事業者に通知するものとする。

(公表)

第20条 町長は、前条第2項に規定する勧告を受けた事業者が、正当な理由なくこれに従わないときは、次に掲げる事業を公表することができる。

(1) 勧告に従わない事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 勧告に係る太陽光発電施設等の所在地

(3) 勧告の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の規定により公表するときは、当該勧告に従わない事業者に、事前に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、設置事業者が意見の聴取に応じない場合は、これを行わないで公表をすることができる。

(災害の復旧)

第21条 事業は太陽光発電事業に起因して災害が発生したときは、町その他関係機関と速やかに協議し、誠意を持って災害の復旧を行わなければならない。

(国等の特例)

第22条 国又は地方公共団体が行う太陽光発電事業は、この条例を適用しない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。